

## 【資料 1】

### 令和 6 年度島本町青少年指導員研修会の報告について

- ・ 日時 令和 7 年 2 月 2 5 日（火）  
午後 7 時 3 0 分から午後 8 時 3 0 分まで（第 1 1 回定例会終了後）
- ・ 場所 島本町役場 地階 第 5 会議室
- ・ 講師 大阪府福祉部子ども家庭局 子ども青少年課 非行防止対策グループ  
総括主査 高橋 宏輔（たかはし こうすけ）さん
- ・ テーマ 「少年非行防止活動ネットワーク 闇バイトについて」
- ・ 参加者 1 0 人  
青少年指導員〔8 人〕  
花田会長・柳副会長・板井指導員・藤原指導員・春名指導員・  
秋月指導員・中川指導員・新矢指導員  
事務局（2 人）  
坂元課長・岡本
- ・ 内容
  - ・ 「闇バイト」とは、具体的な仕事内容を明確にせず、高額な報酬と引き換えに違法な犯罪行為を募集するバイトのこと。
  - ・ 「闇バイト」に関与する原因としてもっとも多いのが「SNS」経由での応募である。
  - ・ 「闇バイト」の最も恐ろしいところは、一度「闇バイト」に手を出してしまうとなかなか抜け出せなくなる。
  - ・ アプリ上で自分の顔写真と一緒に写った運転免許証やマイナンバーカード、学生証などメッセージアプリ（テレグラム・シグナルなど）を介して要求してくる。
  - ・ 1 回でも犯罪行為に加担してしまうと、犯罪に加担したんだからもう逃げられないと脅され、逮捕されるまで負のループは繰り返される。
  - ・ 犯行グループは自分たちが逮捕されないように、闇バイトの犯罪を実行する人を「捨て駒」として利用し、逮捕された瞬間見捨てる。
  - ・ 具体的に「闇バイト」に加担するまでの例を提示してもらう。
  - ・ 「闇バイト」に巻き込まれないために  
警察への相談（何かあったらすぐ電話する。）  
1 1 0 番（緊急の場合） # 9 1 1 0（警察相談室）  
0 6 - 6 9 4 4 - 7 8 6 7（少年総合相談グリーンライン）

## 令和6年度島本町青少年指導員協議会研修会の模様について

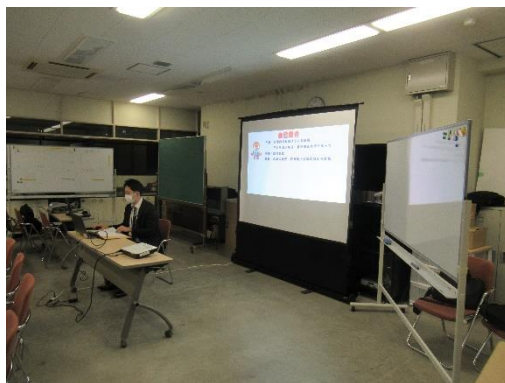
花田会長開会挨拶



研修会の模様①



研修会の模様③



研修会の模様⑤



講師 高橋 宏輔 氏



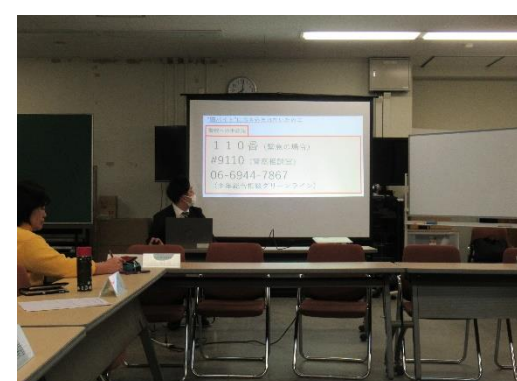
研修会の模様②



研修会の模様④



研修会の模様⑥



令和6年度 島本町青少年指導員協議会 活動報告

【資料2】

| 年  | 月  | 開催日 |       | 事業名称                                                                                                            | 場所                               |
|----|----|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| R6 | 4  |     |       |                                                                                                                 |                                  |
|    | 5  |     |       |                                                                                                                 |                                  |
|    | 6  | 18日 | (火)   | 大阪府青少年指導員連絡協議会総会・表彰式                                                                                            | 大阪府新別館北館 4階 多目的ホール               |
|    | 7  | 5日  | (金)   | 三島ブロック青少年指導員連絡協議会第1回役員会                                                                                         | 吹一地区公民館さんくす分館                    |
|    |    | 25日 | (火)   | 島本町青少年指導員協議会夜間パトロール                                                                                             | 町内各所                             |
|    | 8  | 5日  | (土)   | 島本夏まつりパトロール                                                                                                     | 島本町立第一中学校周辺                      |
|    |    | 20日 | (日)   | 大阪府青少年指導員連絡協議会第1回研修会<br>「第46回中学生の主張大阪府大会～伝えよう！君のメッセージ」<br>第1部「第46回中学生の主張 大阪府大会」発表会<br>第2部 講演 テーマ「ネット上の誹謗中傷防止講座」 | 大阪市立男女共同参画センター東部館(クレオ大阪東) 1階 ホール |
|    | 9  |     |       |                                                                                                                 |                                  |
|    | 10 |     |       | 「こども110番の家」運動の旗交換<br>(10月1日から11月30日)                                                                            |                                  |
|    | 11 |     |       | 広報しまと特集記事掲載                                                                                                     |                                  |
|    |    |     |       | 小中高生の川柳募集結果掲載(申込期間8/1～9/30)                                                                                     |                                  |
|    |    | 10日 | (日)   | 三島ブロック青少年指導員連絡協議会研修会<br>テーマ「すぐに役立つ！体験型！子どもたちとの関わり方及び具体的活動手法の実践」                                                 | 吹田市立子育て青少年拠点施設夢つながり未来館 6階 多目的ホール |
|    |    | 17日 | (日)   | Seiry Dream Fesに参加                                                                                              | 大阪青凌中・高等学校 体育館                   |
|    |    | 30日 | (土)   | 島本町青少年指導員研修会(一般の方対象)<br>テーマ「目からウロコ！体験型！子どもたちとの関わり方今と昔」                                                          | 島本町ふれあいセンター 3階 第四学習室             |
|    | 12 |     |       |                                                                                                                 |                                  |
| R7 | 1  | 13日 | (月・祝) | 二十歳のつどい会場周辺警備等                                                                                                  | 島本町ふれあいセンター 1階 クリヤホール            |
|    | 2  | 7日  | (金)   | 島本町青少年健全育成大会前日準備                                                                                                | 島本町ふれあいセンター 1階 クリヤホール他           |
|    |    | 8日  | (土)   | 島本町青少年健全育成大会                                                                                                    | 島本町ふれあいセンター 1階 クリヤホール他           |
|    |    | 9日  | (日)   | 大阪府青少年指導員連絡協議会第2回研修会<br>第1部 活動事例発表 豊能・泉北活動事例発表<br>第2部 講演会 テーマ「子どものSOSに気づこう」                                     | 大阪府社会福祉会館 5階 501(ホール)            |
|    |    | 25日 | (火)   | 島本町青少年指導員研修会(青少年指導員対象)<br>テーマ「少年非行防止ネットワーク 闇バイトについて」                                                            | 島本町役場 地階 第五会議室                   |
|    | 3  | 18日 | (火)   | 三島ブロック青少年指導員連絡協議会第2回役員会                                                                                         | 吹田市立勤労者会館(アスワーク吹田) 大研修室(2)       |

※ 原則、毎月第四火曜日に青少年指導員協議会を開催した。(年間12回)

※ 『「こども110番の家」運動推進会議』等へ各担当者が参加した。

※ 『高槻・島本地区社会を明るくする運動推進委員会』は会長が参加した。

※ 『島本町人権啓発施策審議会委員』、『大阪府薬物乱用防止指導員』に委嘱された者が参加した。

※ 町立中学校参観見学は11月に各自で対応した。

※ その他、各種事業等実施に伴う調整等



## 【資料3】

大青指連第 35 号  
令和7年3月21日

各市町村青少年指導員会会長 様

大阪府青少年指導員連絡協議会会長

令和6年度大阪府青少年指導員連絡協議会（書面）協議会（総会）の開催について（通知）

日ごろから、当協議会活動に格別のご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府の組織改正にともなう大阪府青少年指導員連絡協議会会則改正のため、下記のとおり書面により協議会（総会）を開催することといたします。

つきましては、資料を御確認のうえ、回答用紙により承認等の御記入をいただき、3月28日（金）までに御回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

1. 実施日 令和7年3月28日（金）

2. 議 題

大阪府の組織改正にともなう大阪府青少年指導員連絡協議会会則の一部改正について

3. 回答方法 別添「回答用紙」に御記入のうえ、メールにより3月28日（金）までに御回答願います。

#### 担 当

（大阪府青少年指導員連絡協議会事務局）

大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課

非行防止対策グループ 相京・増田

T e l : 06-6944-9152（ダイヤル）

F a x : 06-6941-7679

M a i l : [MasudaYo@mbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:MasudaYo@mbox.pref.osaka.lg.jp)

大阪府の組織改正にともなう大阪府青少年指導員連絡協議会会則の一部改正について

1. 改正の概要

事務局の大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課が令和7年4月1日より大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課となることに伴い、大阪府青少年指導員連絡協議会会則第12条を改正する。

2. 改正内容

第12条第1項及び第2項の「大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課」を「大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課」に改正する。

3. 施行について

施行日を令和7年4月1日とする。

(参考)新旧対照表

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (事務局)<br>第12条 この協議会の事務を処理するため、事務局を大阪府福祉部子ども家庭局 <u>青少年支援課</u> におく。<br>2 事務局長は、大阪府福祉部子ども家庭局 <u>青少年支援課長</u> をもって充てる。                                                                                                                                                                                            | (事務局)<br>第12条 この協議会の事務を処理するため、事務局を大阪府福祉部子ども家庭局 <u>子ども青少年課</u> におく。<br>2 事務局長は、大阪府福祉部子ども家庭局 <u>子ども青少年課長</u> をもって充てる。                                                                                                                                                          |
| (附 則)<br>この会則は、昭和57年8月6日から施行する。<br>この会則は、昭和59年5月23日から施行する。<br>この会則は、昭和61年6月13日から施行する。<br>この会則は、昭和62年11月1日から施行する。<br>この会則は、平成10年4月1日から施行する。<br>この会則は、平成12年4月13日から施行する。<br>この会則は、平成15年4月1日から施行する。<br>この会則は、平成21年4月1日から施行する。<br>この会則は、令和4年4月1日から施行する。<br>この会則は、令和4年6月21日から施行する。<br><u>この会則は、令和7年4月1日から施行する。</u> | (附 則)<br>この会則は、昭和57年8月6日から施行する。<br>この会則は、昭和59年5月23日から施行する。<br>この会則は、昭和61年6月13日から施行する。<br>この会則は、昭和62年11月1日から施行する。<br>この会則は、平成10年4月1日から施行する。<br>この会則は、平成12年4月13日から施行する。<br>この会則は、平成15年4月1日から施行する。<br>この会則は、平成21年4月1日から施行する。<br>この会則は、令和4年4月1日から施行する。<br>この会則は、令和4年6月21日から施行する。 |

## 大阪府青少年指導員連絡協議会会則

昭和 39 年 4 月 28 日制定

### (目 的)

第 1 条 本会は、大阪府内の各市町村青少年指導員（以下「指導員」という。）相互の連絡および情報交換、青少年指導に関する諸問題の研究協議等を行い、もって指導員活動の推進に資することを目的とする。

### (名 称)

第 2 条 本会は、大阪府青少年指導員連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

### (事 業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 指導員相互の連絡および情報交換に関すること。
- (2) 青少年指導に関する諸問題の研究協議に関すること。
- (3) 指導員相互の資質の向上に関すること。
- (4) 関係機関および関係団体との連絡提携に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組 織)

第 4 条 協議会は、大阪府内市町村の青少年指導員会（以下「指導員会」という。）をもって組織する。

2 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 理 事 8 名（会長、副会長、会計を含む）
- (5) 監 事 2 名

3 協議会の円滑な運営を図るため、豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南の地域ごとに指導員連絡会（以下「ブロック連絡会」という。）をおく。

### (役員の職務)

第 5 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、協議会の経理について処理する。
- 4 理事は、協議会の運営について協議する。
- 5 監事は、次にあげる職務を行う。
  - (1) 協議会の会計を監査する。
  - (2) 前号の目的を達するため理事会に出席する。
- 6 監事を除く役員が欠けたときは、他の理事がその職務を代理することを妨げない。

(役員の選任)

第6条 理事は、各ブロック連絡会の会長をもって充てる。ただし、理事が協議会の会長に選出されたブロック連絡会は、さらに1名の理事を選出する。

2 会長および副会長は、理事の互選によって選出する。

3 会計は、理事の中から会長が指名する。

4 監事は、総会において選出する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任することを妨げない。

(会議)

第8条 会議は、理事会および総会とする。

(理事会)

第9条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、書面等により会議の開催に代えることができる。

2 理事会は、以下の事項を議決する。

(1) 事業計画案および予算案、その他総会に付議する事項に関すること

(2) 諸規程の制定および改廃に関すること

(3) その他、協議会の運営に関すること

3 理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことはできない。

4 理事会の議事は、出席している理事の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。議長は、出席者として議決に加わることはできない。

(総会)

第10条 総会は、指導員会の代表各1名で構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、書面等により会議の開催に代えることができる。

2 総会は、以下の事項を議決する。

(1) 事業計画および予算に関すること

(2) 決算の承認に関すること

(3) その他、理事会が付議した事項

3 総会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことはできない。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。議長は、出席者として議決に加わることはできない。

(会計)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 協議会の経費は、分担金、その他の収入をもってあてる。

3 各市町村（指導員会）の分担金の額は、当該市町村の前年8月1日時点の人口に応じ、次に掲げるとおりとする。

|                            |          |
|----------------------------|----------|
| 人口 350,000 人以上             | 60,000 円 |
| 人口 300,000 人以上 350,000 人未満 | 55,000 円 |
| 人口 250,000 人以上 300,000 人未満 | 40,000 円 |
| 人口 200,000 人以上 250,000 人未満 | 35,000 円 |
| 人口 150,000 人以上 200,000 人未満 | 30,000 円 |
| 人口 100,000 人以上 150,000 人未満 | 25,000 円 |
| 人口 50,000 人以上 100,000 人未満  | 15,000 円 |
| 人口 50,000 人未満              | 10,000 円 |

4 分担金については、各市町村（指導員会）は、協議会へ納めるものとする。

（事務局）

第 12 条 この協議会の事務を処理するため、事務局を大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課におく。

2 事務局長は、大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課長をもって充てる。

（会則の変更）

第 13 条 この会則は、総会出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て変更することができる。

（その他）

第 14 条 この会則に定める他、会則および事業計画等に基づく協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

（附 則）

この会則は、昭和 57 年 8 月 6 日から施行する。

この会則は、昭和 59 年 5 月 23 日から施行する。

この会則は、昭和 61 年 6 月 13 日から施行する。

この会則は、昭和 62 年 11 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 12 年 4 月 13 日から施行する。

この会則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 4 年 6 月 21 日から施行する。

令和6年度大阪府青少年指導員連絡協議会（書面）協議会（総会） 回答用紙

※3月28日（金）までにメールにより御回答をお願いいたします。

【議題】大阪府の組織改正にともなう大阪府青少年指導員連絡協議会会則の一部改正について

名前、承認等の○印及び御意見等について御記入をお願いいたします。

| 市町村名     | 代表者氏名 | 承認する | 承認しない | (意見等) |
|----------|-------|------|-------|-------|
| 市青少年指導員会 |       |      |       |       |

(どちらかに○をお願いします。)

回答例

| 市町村名       | 代表者氏名 | 承認する | 承認しない | (意見等) |
|------------|-------|------|-------|-------|
| 大阪市青少年指導員会 | 大阪 太郎 | ○    |       |       |

(どちらかに○をお願いします。)

※3月28日（金）までにメールにより御回答をお願いいたします。

【お問い合わせ及び回答先】  
事務局：大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課非行防止対策グループ 相京・増田  
電 話：06-6944-9152(直通)  
F A X：06-6941-7679  
メール：MasudaYo@mbox.pref.osaka.lg.jp